別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額	［略］	71号	72号	73号	74号	75号	76号	77号	78号	79号	80号	81号	82号	83号	［略］	85号	［略］	87号	88号	89号
		円 595,700	円 584,700	円 573,700	円 562,700	円 551,700	円 540,700	円 529,700	円 518,700	円 507,700	円 496,700	円 485,700	円 474,700	円 463,700		円 441,700		円 419,700	円 408,700	円 397,700
国地の別 アジア																東ティモール			ネパール ミャンマー	
国地の別 大洋州																ソロモン				
国地の別 北米																				
国地の別 中南米									ベネズエラ	ハイチ								ニカラグア バルバドス	グアテマラ	ドミニカ共和国
国地の別 欧州										ウクライナ						タジキスタン		スイス		
国地の別 中東			イエメン					イラク	アフガニスタン			サウジアラビア						イラン		シリア
国地の別 アフリカ		ギニア			コンゴ民主共和国 スーダン	南スーダン モーリタニア	アンゴラ ジブチ ナイジェリア	ブルキナファソ マリ	コートジボワール	カメルーン	ガボン ジンバブエ	セネガル リビア	エチオピア ベナン	マダガスカル モザンビーク		ガーナ		ウガンダ		

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額	［同上］	71号	72号	73号	74号	75号	76号	77号	78号	79号	80号	81号	82号	83号	［同上］	85号	［同上］	87号	88号	89号
		円 595,700	円 584,700	円 573,700	円 562,700	円 551,700	円 540,700	円 529,700	円 518,700	円 507,700	円 496,700	円 485,700	円 474,700	円 463,700		円 441,700		円 419,700	円 408,700	円 397,700
国地の別 アジア																東ティモール		ミャンマー	ネパール	
国地の別 大洋州																ソロモン				
国地の別 北米																				
国地の別 中南米					ベネズエラ				ハイチ									ニカラグア バルバドス	グアテマラ	ドミニカ共和国
国地の別 欧州									ウクライナ							タジキスタン			ロシア	スイス
国地の別 中東		イエメン							アフガニスタン イラク			サウジアラビア				イラン				シリア
国地の別 アフリカ		ギニア	南スーダン	コンゴ民主共和国	スーダン ナイジェリア		アンゴラ ジブチ モーリタニア	ブルキナファソ	マリ		コートジボワール ジンバブエ	ガボン カメルーン リビア	エチオピア セネガル マダガスカル	ベナン モザンビーク		ガーナ		ウガンダ	ケニア	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。